

建物賃貸借契約についての総務委員会への報告について

1. 趣旨

議会の議決が必要な契約案件は、豊島区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例により、予定価格 1 億 8 千万円以上の工事又は製造の請負及び予定価格 4 千万円以上の動産の買入れとしている。また、契約金額が 9 千万円以上 1 億 8 千万円未満の工事請負契約については、締結後に総務委員会への報告を行っている。

賃貸借契約のうち建物賃貸借契約については、多額の財政支出を投じ、借用期間終了後は区の財産になることが多いことから、今後は請負工事契約に準ずる案件として次のとおり総務委員会へ報告を行うこととする。

2. 対象

賃貸借契約のうち、契約金額が 9 千万円以上の建物賃貸借契約

3. 実施時期

令和 3 年 4 月 1 日以降に契約締結した対象案件について報告する。

参考 1

平成30年度～令和2年度 建物賃貸借契約一覧表【契約金額9千万円以上】

令和3年1月25日現在

No.	件名	契約日	履行期限	契約金額【税込】	契約の相手方	借用期間終了後の取扱い
1	池袋保健所新築等の賃貸借	2018/04/01	2024/12/31	1,532,844,000	大和リース株式会社東京本店	建物解体及び外構等、本契約において設置したものを撤去し残置物のない状態(更地)
2	豊成小学校別棟リース	2018/06/05	2024/08/31	289,008,000	大和リース株式会社東京本店	区に無償譲渡
3	道路工事事務所の賃貸借	2018/12/04	2025/10/31	334,692,000	立川ハウス工業株式会社 本店営業部	区に無償譲渡
4	豊島区キッズパーク新築等の賃貸借	2019/09/30	2024/12/31	276,276,000	大和リース株式会社東京本店	解体撤去とし、原状復旧(更地)。区へ無償譲渡するものは別途協議
5	西部生活福祉課複合施設の賃貸借	2020/01/30	2027/03/31	924,000,000	大和リース株式会社東京本店	区に無償譲渡
6	区民ひろば椎名町 移転・改築に伴う建物賃貸借	2020/02/06	2026/09/30	589,600,000	大和リース株式会社東京本店	区に無償譲渡
7	文化財等保管施設の賃貸借	2020/02/20	2026/03/31	559,680,000	郡リース株式会社東京事業本部	区に無償譲渡
8	区民ひろば池袋 改築に伴う建物賃貸借	2020/03/17	2027/03/31	512,820,000	日成ビルド工業株式会社東京支社	区に無償譲渡

参考2

豊島区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格180,000千円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いであって、予定価格が40,000千円以上のものとする。